



消費生活通信 第161号

東秩父村役場産業観光課内 ☎82-1223 (直通)

消費生活相談員は「消費生活通信」の発行や契約トラブルなどの相談をお受けしています。
金曜 10時～15時30分 お気軽にご利用ください。情報提供も受け付けています。

それ、違法なヤミ金からの借金かも!? 商品売買を装う「先払い買取」

金融庁

高額な違約金(キャンセル料)を支払う前提で、商品買取業者からお金を受け取る行為は、ヤミ金融からの借金かもしれません。商品販売を装っていても、「実態が貸付け」の場合は、貸金に該当する恐れがあります。

- ✓ 業者は商品の買取りを装っているが、利用者がキャンセルをして商品を発送しないことを前提とする。
- ✓ 発生する違約金(キャンセル料)名目の金額は高額。

スマホやゲーム機など利用者の手元のない商品
(買取業者が画像を提供する場合もある)

買取業者は商品を買取るつもりはないため、実際の商品価値や発送に関心はなく、利用者の収入等を審査し、送金する。



利用者

①商品画像を送って商品の買取依頼
(実際に商品は売買されない前提)

②商品の先払い代金として金銭の支払い
(違約金名目の金銭の支払時期・金額の案内)

③商品発送期限到来後、金銭(買取り代金)
の返還+違約金(キャンセル料)名目の金銭
の支払い



悪質な業者

貸金業の登録を受けずに貸金業を営む者は、罰則*の対象となる違法なヤミ金業者です。

*10年以下の懲役もしくは5,000万円以下の罰金またはその併科。

- 利用者は高額な違約金名目(実際は貸付利子)の支払いにより、かえって経済状態が悪化し、多重債務に陥る危険があります。
- 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上にさらされるなど、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険があります。
- クレジットカードのショッピング枠で購入したブランド品を買取業者に送り、高額な手数料を差し引いた残額が支払われるという事例もあります。この場合は、クレジットカードの会員規約違反となり、カード会社に調査の協力が得られなかったり強制退会になったりする可能性があります。

海産物を勧める勧誘や強引な送り付けに注意

国民生活センター

海産物の電話勧誘や送り付けられたという相談が、全国的に寄せられています。勧誘例から対応方法を知ってトラブルを回避しましょう。

数か月前から何度も海産物の勧誘電話があり、断っているが激怒された

家族や周囲の人に不審な電話があったことを伝えておきましょう。事業者の一方的な話を聞く必要はありません。話の途中できっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。

海産物業者から「売れないと倒産する」と言われたが断ると「来月送る」と一方的に電話を切られた

電話で断ったにも関わらず、一方的に商品が届いた場合は、宅配業者に事情を説明し、送り主の名称や住所を記録して事業者情報を控えてから受け取り拒否をしましょう。

注文していない海産物が代引きで送られてきて、家族が代金を支払ってしまった

事情を知らない家族等が代引きで支払い、注文をしていない商品を受け取ってしまった場合は、販売業者に返金を求めることができます。ただ、販売業者と連絡が取れなくなってしまうと、被害回復は難しくなります。

カセットコンロやボンベは適切に管理しましょう

埼玉県消費生活支援センター

鍋物料理などで、カセットコンロを使用する機会が増える冬。便利な反面、使い方を誤るとケガや火災につながる恐れがあります。

【事例】

- ・古いカセットボンベを装着してカセットコンロを使用したところ、接続部から発火。
- ・しまい込んでいたカセットコンロを使用したら、ガスの漏れる音がしてガス臭い。

- カセットボンベはカセットコンロメーカーが推奨するものを取り扱い説明書に従って正しく装着しましょう。
- 使用後は日光や外気にさらされないよう、室内で保管しましょう。



カセットコンロは製造後10年以上経過したら買い替えを検討しましょう。

カセットボンベは製造後7年以内に使い、最後まで使い切ってから廃棄しましょう。



<消費生活相談> お気軽にご相談ください

- 日時 毎週 月・火・木・金 (祝祭日をのぞく)
月・火・木曜日は行政職員、金曜日は相談員
10時から15時30分 (変更になる場合があります)
- 場所 産業観光課 電話 82-1223 (直通)